

農地制度が変わりました

平成21年12月に、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートしました。

新たな農地制度の目的

これまで以上の農地の減少を食い止め、農地を確保する農地の賃借をやりやすくして、農地を最大限利用する

改正のポイント

農地を貸したいとき

農地の貸借規制が緩和されます！

農地を利用できる者の範囲が拡大されます。
(一定の要件を満たす必要あり)

農地の借り受け者の範囲
(改正前)

農作業常時従事者
農業生産法人

+

(改正後に追加)

農作業常時従事者以外の個人
農業生産法人以外の法人

貸し手

借り手



市町村等が農地所有者から委任を受け、代理で担い手に貸付等を行う事業が新設されます。

耕作していないとき

遊休農地に対する指導が強化されます！

すべての遊休農地が指導の対象となります。
遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告を行います。



許可なく転用してしまったとき

違反転用に対する罰則が強化されます！

違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。
都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。

事項	現行	改正
違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)
違反転用における原状回復命令違反	6か月以下の懲役または30万円以下の罰金(法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)



農地を相続したとき

農業委員会への届出が必要になります！

相続等によって農地を取得した方は、農地のある農業委員会へ届け出が必要になります。
届け出をしない場合や、虚偽の届け出をした場合は、10万円以下の過料に処せられます。



詳しくは、農業委員会へお問い合わせください

問 藤原庁舎 農業委員会 T 46-6312 F 46-6319